

都市建設工学科学科会議規約

平成29年5月18日 都市建設工学科学科会議決定

(設置目的)

第1条 中部大学工学部都市建設工学科(以下「本学科」という。)の教育および研究の水準の向上と円滑な運営を図るため、その運営に関する決定、承認を行うことを目的として、都市建設工学科学科会議(以下「学科会議」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 学科会議の審議事項は、次のとおりとする。

- 一 教育プログラム(カリキュラムおよび教育支援プログラムのことをいう。)の作成および改善ならびに教育改善システムに関する事項
- 二 学事関係に関する事項
- 三 教員のFDに関する事項
- 四 学生の就職指導に関する事項
- 五 庶務および経理に関する事項
- 六 その他本学科の運営に必要な事項

(組織)

第3条 学科会議は、本学科に所属する教授、准教授、講師および助教より構成する。

- 2 委員の互選により、学科主任及び学科主任補佐を置く。
- 3 学科主任は会議を召集し、その議長となる。
- 4 学科主任に事故等がある場合は、予め学科主任が指名した者が議長となる。
- 5 学科主任補佐は、学科会議の円滑な運営のために学科主任を補佐し、議事録を作成する。

(委員会の設置)

第5条 学科会議を円滑に進めるため、各種委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置の決定およびその運営に関する規約は学科会議で決定する。

(意見の聴取)

第6条 学科会議が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことが出来る。

(記録)

第7条 学科会議の議事の内容に関しては、各回の議事録を作成し、これを保存するとともに、要請があれば開示する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるほか、学科会議の活動に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 従前の学科会議規約、合同会議規約及び教務委員会規約は廃止する。
- 2 この内規は、平成29年5月18日から施行する。